２０１４年度　共産党　予算要望について　回答

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
1　昨年５月に行った住民投票で、市民は「新築移転は反対」の意思表示をした。その結果を無視することは、民主主義の原則を踏みにじることである。		
①　市庁舎の新築移転案は止めること。市庁舎整備は、住民投票の結果を尊重し、耐震改修を基本にすすめ、機能については、今ある市の施設を有効活用し、市民の声を十分に反映させた計画をつくること。	住民投票は、間接民主主義を補完する制度であり、法的拘束力はありませんが、尊重すべきものであることは一般的な認識として当然のことです。だからこそ、住民投票の実施に当たっては、まず、その内容を徹底的に検討して熟議し、有権者が正しい事実に基づき判断できるようにすることが必要です。 平成24年５月に実施された庁舎整備の住民投票は、２つの選択肢から１つを選ぶ政策選択であり、どちらかを否定するものではありません。課題解決を図ろうとして実施されたものですが、住民投票後の検討において、住民投票の選択肢に重大な問題点があることが明らかとなりました。 市の執行部では、市庁舎整備は喫緊の課題であり議論を前進させる必要があるとして、庁舎に求められる機能や長期的な視野に立った費用の抑制など総合的に検討し、最も望ましい整備内容とし鳥取市庁舎整備全体構想（素案）を平成25年11月に公表しました。 この素案では、現在庁舎機能に利用している７つの既存庁舎について、現況を踏まえた本庁機能としての活用の可能性を明らかにしています。そして、この検討において、耐震性を有する駅南庁舎などは、最大限有効活用することにしているところです。また、素案の４つの整備案は、現本庁舎を耐震改修するのか、また、不足する庁舎の面積を確保する新たな施設をどこに建設するのかを整理しており、耐震改修案も含めて検討しています。 この度、実施した市民政策コメントにいただいた意見、調査特別委員会など議会での議論を踏まえ、素案に必要な修正を加えていくとともに、今後、事業が進みだすことができるように、市議会において、庁舎整備の内容について具体的な検討や判断をされるようお願いしたいと考えています。	庁舎整備局

２０１４年度　共産党　予算要望について　回答

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
2　来年４月からの消費税増税は、市民生活や地域経済に大打撃を与えることは明らかである。所得の低い人ほど負担が大きい逆進性のある消費税を増税すれば、貧困と格差をますます拡大させることになり、市財政においても、地方交付税や市税の増収につながる保障もない。		
①　国に対し、来年４月からの消費税増税中止を求めること。	消費税率の平成26年４月１日から８％への引き上げは、すでに決定されたことであります。日本の財政運営に対する国際的な信用、今の国の厳しい財政状況、将来にわたり安定した社会保障制度の確立などから判断すれば、引き上げもやむを得ないものと考えます。 本市財政への影響については、今後の社会保障費の充実や地方消費税交付金制度（負担割合等）の見直しの動向を踏まえて試算するもので、現段階では影響を算定することはできませんが、国においては、地方の負担が増大しないような内容で進めていただきたいと考えています。 市民（地域住民）への影響についても、現在、国において消費税率引き上げに伴う、経済対策、低所得者・高齢者・女性向け対策、食品等への「軽減税率」の導入等の議論もされており、国民の理解が得られる内容で進めていただきたいと考えています。	総務部
②　生計費非課税を基本とし、消費税増税による市の公共料金への転嫁は行わないこと。	公の施設の使用料などは、施設の維持管理費や施設の性質、稼働率などを基に算出しており、サービスを受ける受益者に一部の負担をお願いしているものです。 市有施設の使用料の算出基礎となる、施設の照明などの消耗品や清掃委託料、修繕費などに消費税が上乗せされるために、維持管理費が増加することとなります。さらに、施設間の料金の公平性等を考慮する必要もあります。したがいまして、施設の使用料については、施設を利用される方に消費税増税分を含めてご負担いただくことをご理解いただきたいと思います。 また、水道の料金収入は消費税納税の対象となっており、水道を利用された方に消費税をご負担いただいています。 消費税の転嫁を行わなければ、利用していない市民の皆さんにも市税等により広くご負担いただくことになりかねませんので、消費税の転嫁についてご理解いただきますようお願いします。	

２０１４年度　共産党　予算要望について　回答

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
3　生活保護基準は最低賃金、住民税非課税限度額の算定、就学援助などさまざまな諸制度の基準となっており、安倍政権が８月に行った生活保護費引き下げは、受給者のみならず、国民生活に深い影響を与えている。		
①　国に対し、生活保護費削減の撤回を求めること。	本年８月の生活保護基準の見直しについては、国の社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、年齢、世帯人員、地域差などによる影響を調整するとともに、平成20年以降の物価下落を勘案した上で、国が出された結果であると考えますので、国に対し、生活保護費削減の撤回を求めることは考えていません。	福祉保健部
②　不正受給に対する方策として挙げられている警察ＯＢの配置は行わないこと。	警察官ＯＢの配置は、暴力団員等による恫喝、脅迫等を伴う悪質な不正受給に対して有効な一つの方策と考えます。しかしながら現に逮捕権限も持たないＯＢを配置することの意義は疑問であり、当面配置の考えはありません。	福祉保健部
③　ケースワーカーを増員し、きめ細かな相談や援助ができるようにすること。	本市では、生活保護費が急増する一方で、企業誘致の推進など経済雇用対策も強力に実施しています。 今後、地域経済が好転すれば、ケースワーカーの人数も減少させられることも念頭に、ケースワーカーにおける任期付職員制度の導入など、弾力的な人事行政を進められる方策を検討しながら、適切に対応していきたいと考えます。	総務部
④　市独自の各手当は、生活困窮に直面している市民を支援するものであり、廃止は認められない。今年度から廃止した夏期手当は復活すること。また年末手当の廃止は行わないこと。	生活保護受給者の増加により市の財政負担が増大する中にあって、近県の類似都市が見舞金制度を廃止している状況があります。 生活保護制度の給付については、全国で同様の取扱いをすることが基本であり、本市がこれまで独自に実施してきた見舞金制度については、給付の適正化の観点から見直しが必要と判断し、２ヶ年をかけて廃止するものです。 平成24年12月の市議会福祉保健委員会においても、時代性に鑑み、見舞金のあり方について検討すべきとの意見が出され、市の社会福祉審議会で意見を聞いたり、市の内部で慎重に検討した上で、本年２月議会において段階的廃止の予算議決をいただいたものであり、復活をする考えはありません。	福祉保健部

２０１４年度　共産党　予算要望について　回答

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
4　低所得者が多く加入する国保は、高すぎる国保料が市民生活の大きな負担となっており、全国的にも滞納世帯が２割を占め、住民の支払い能力を超えている。そもそも国保は、「社会保障及び国民保健の向上」（国保法第１条）を目的とし、国民に医療を保障する制度である。ところが、国保の財政難、保険料高騰、滞納増の悪循環を抜け出せず、そのため住民から医療を遠ざけている。また、滞納に対する徴収強化も住民を苦しめている。		
①　国保の都道府県化は、市町村の権限がなくなり、住民の声が届きにくくなる。市町村独自の支援制度もできなくなり、保険料アップにつながる。国保運営を一層困難にする都道府県化には反対すること。	全国的に国保財政が悪化する中において、市町村の努力だけで国保会計を安定的に運営することは困難ですし、国が規模の異なる数多くの市町村間の財政調整を行うことには限界があります。運営主体が都道府県に移行することにより、県内の市町村間の国保料負担格差の解消、負担の公平性の確保、スケールメリットを活かした効果的な財政調整などが可能になるものと考えています。 昨年末に成立したプログラム法において、都道府県化の前提として、社会保障・税一体改革で捻出される財源を用いた国保への財政支援の拡充や被保険者の負担の軽減が明確に示されておりますので、都道府県化に反対する考えはありません。	福祉保健部
②　保険料引き下げのために、一般会計からの繰り入れを行うこと。	国民健康保険会計への一般財源の繰入は、平成24年度決算では15億５千万円程度となっていますが、国で定められた基準に基づくものに加え、特別医療助成の実施に伴い、国が減額する約８千７百万円を繰り入れています。 なお、本市では、国保会計の中で保険料収入が不足し、収支不足が生じる場合は、不足分の２分の１について一般財源を法定外繰入することとしていますが、保険料の引き下げを行う目的で法定外の繰入れを行う考えはありません。	福祉保健部
③　国保運営について、国および県に対して、財政負担を求めること。	全国的に国保財政が悪化する中において、国保会計を安定的に運営していくためには、市町村の努力だけでなく、国からの適切な財政支援と保険者の規模拡大が不可欠であるとして、本市はこれまで繰り返し国に対して要望をしてまいりました。 特に、「低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること」、「各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること」など、国の国保財政への負担について、全国市長会を通じて求めているところです。 本市としても、同様の要望を国・県に向けて行ってきているところであり、今後も機会あるごとに要望を行います。	福祉保健部

２０１４年度　共産党　予算要望について　回答

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
④　すべての加入者の受診を保障し、早期治療による医療費抑制のためにも、正規保険証と同様に短期保険証であっても郵送すること。	本市では、国保料滞納世帯との接触機会を確保し、納付のお願いや納付約束、納付相談等も行うため、短期被保険者証の更新は窓口で行うこととしています。	福祉保健部
⑤　窓口一部負担金減免制度の基準を、せめて国が示す基準に広げること。	国保法第44条の規定に基づく一部負担金の減免については、平成23年4月から運用基準を設け、実施しているところであり、基準の変更は考えていません。	福祉保健部
⑥　無料低額診療事業に院外薬局代を対象とするように国に求めること。	無料低額診療事業を院外処方の保険薬局の薬剤料まで広げることは、薬剤料が医療費の一部であることを考えれば、検討されるべき課題であるとは思われますが、法律の目的からして市行政が要望していく問題ではないと考えます。	健康・子育て推進局
5　介護保険制度が導入されて１３年になるが、保険料は増加の一途をたどり、保険料・利用料は高齢者世帯の大きな負担となっている。また、介護の社会化には程遠く、介護のための離職者は年１０万人にのぼり、「保険あって介護なし」の現状の改善は急務である。しかし、国はさらに国民に犠牲を強いることを進めようとしている。		
①　「要支援者はずし」や特養ホームの入所資格の制限など、介護保険制度の改悪には反対すること。	今後、国における制度設計の検討状況を注視していきますが、市として国に要望する必要があると判断した時には、要望を行う考えです。	福祉保健部
②　国に対し、国庫負担の割合を増やし、保険料を軽減することを求めること。	国庫負担割合の拡大を国へ要望することについては、制度の根幹にかかわる事項であり、今後慎重に検討していきたいと考えます。また、国において低所得の１号被保険者の保険料を軽減充実することが検討されており、その状況を注視してまいります。	
③　保険料及び利用料に対し、市独自の減免制度をつくり、安心して介護保険が利用できるようにすること。	本市独自の軽減策として、介護保険料については保険料段階が第１段階または第２段階の人で、年収65万円以下等の低所得者に対する軽減措置を行っており、平成26年度以降も引き続き実施いたします。 また、利用料については、本市では高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費、特定入所者介護(予防)サービス費、社会福祉法人等による負担軽減制度により、低所得者に対する負担軽減を行っておりますので、この制度を活用していただきたいと考えます。	

２０１４年度　共産党　予算要望について　回答

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
④　特別養護老人ホームを増やすこと。	第５期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画（平成24年度～平成26年度）において、特別養護老人ホームを140床（1施設70床×2施設）整備する計画であり、平成26年度中に整備完了予定です。今後の整備については、第６期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画（平成27年度～平成29年度）を策定する中で検討してまいります。	
⑤　高齢者バス運賃優待制度の回数券の割引を復活させること。	本事業は、高齢者の閉じこもり予防やバス利用の促進を目的としているものです。 回数券の場合、一部の方には有利となる場合もありますが、定期券の場合は、乗れば乗るほどお得となり、回数券より、より一層閉じこもり予防やバス利用の促進に効果があり、本事業の趣旨に合致するものと考えています。現在のところ、回数券の割引を復活させることは考えておりません。	
6　鳥取県特別医療の障がい者の負担を無料に戻すよう、県に求めること。	障がい者医療費助成制度は、重度の障がい者の方に対しては県と市が共同で助成を行い、中・軽度の障がい者に対しては市独自の助成を実施しております。 医療費の無料化は、対象者の高齢化や医療費の増加により、県及び各市町村に多額の財政負担を招き、平成20年4月より所得状況による負担上限額が定められた経過があり、直ちに無料化に戻すことは困難と考えています。	福祉保健部
7　障がい者就労施設での聞き取り調査をもとに、施設への仕事の発注を積極的に行い、施設及び障がい者の自立支援をすること。	平成25年10月に市内の障がい者就労施設から受注が可能な物品の品目や量、納期等について聞き取り調査を行いました。この調査結果を各部署へ情報提供を行い、発注を促進していきます。また単独の事業所では発注に応じることができない場合は共同受注窓口の活用を勧めるなどして、積極的な発注の拡大に努めます。	福祉保健部
8　特定健診やがん検診の受診率の向上のために、さらに休日検診の回数を増やし、費用の負担軽減の拡充も行うこと。	特定健康診査やがん検診については、平成26年度以降も休日健診の拡充を図るとともに、平成26年度は41歳から61歳の節目年齢に対する全がん検診の無料化を開始します。 特定健診の受診料金は、受診料金の軽減（1,500円から500円へ）や節目年齢の無料クーポン事業を継続します。また、さらなる軽減（無料化）については、現在検討中です。	健康・子育て推進局
9　医療費の抑制にもつながる保健指導の強化のためにも、保健師などの専門職を増やすこと。	医療費抑制に向けては、平成25年度から、鳥取東健康福祉センターと中央保健センターに任期付保健師と派遣看護師を各１名増員し、取り組みを進めていますが、平成26年度は、正規の保健師へと移行すべく、新規採用人数を確保しています。 今後も、本市において、市民の健康維持と医療給付費の抑制に大きな効果が表れることが実証されれば、保健師等の積極的な増員を進めていきたいと考えています。	総務部

２０１４年度　共産党　予算要望について　回答

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
10　国は、子ども・子育て支援の新制度2015年度開始に向け、「子ども・子育て会議」で議論がされている。しかし、いまだ不透明な部分が多く、どう変わるのかさえ分からないまま自治体に新制度の準備を求めている。		
①　新制度に向けての準備には、時間的に無理がある。国に対し、十分な時間を保障するよう求めること。	新制度に向けての準備は、国から制度の詳細が示されていない中、市民ニーズ調査や事業計画の策定、保育の具体的内容を協議する「地方版子ども・子育て会議」の設立など、限られた時間の中で進めていかなければならない状況であります。現在、25年11月に行った市民ニーズ調査の集計作業を行うなど、出来ることから準備を進めているところです。 新制度の実施に当たっては、十分な準備を行ったうえで進めていきたいと考えますが、国に対しては「子ども・子育て会議」の動向を注視し、他の市町村とも連携を取りながら要望等を検討してまいりたいと思います。	健康・子育て推進局
②　新制度では、放課後児童クラブは全学年が対象となる。保護者の声を十分聞き、市の責任で施設・環境整備や人員配置を行うこと。	新制度の施行にあたり、本年度、福祉保健部と連携し、就学前の児童の保護者3,000人を対象に子育て支援に関するニーズ調査を実施し、今後の児童クラブの利用希望等も把握したところです。その結果を踏まえ、来年度、「子ども・子育て支援事業計画」を策定する予定としています。 また、国は本年度末に放課後児童クラブの設備及び運営について厚生労働省令で基準を定めることとしており、本市においても省令を踏まえ、平成26年度に条例で基準を定めたいと考えています。対象児童の拡大に係る対応については、新制度の施行に際し、ニーズ調査結果及び各クラブの運営状況を踏まえながら、今後の方向性を検討していきたいと考えています。	教育委員会
11　小中学校の３０人以下学級の対象学年を拡大すること。	県においては、平成24年度より全学年で少人数学級（小学校１・２年30人学級、小学校３～６年35人学級、中学校１年33人学級、中学校２・３年35人学級）が実施されましたが、国においては、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」の改正が行われず、35人学級については小学校１年のみ対象とし、小学校２年は加配の配分で対応、その他の学年は対象外となっている現状にあります。このため、小学校30人以下及び中学校33人以下の少人数学級の対象学年の拡大については、まずは国に対し法改正を実現するよう要望を行い、法改正の実現後、改めて県に対し要望していきたいと考えています。	教育委員会
12　現行の小児特別医療費助成では一部窓口負担がある。完全無料化にすること。	小児特別医療費の無料化は、県及び各市町村に多額の財政負担が生じることから、直ちに無料化を実施することは困難と考えています。	福祉保健部

２０１４年度　共産党　予算要望について　回答

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
13　産後１カ月の検診の無料化を県に求めること。	妊婦・乳幼児の健診は母子保健法に基づいて行っており、母子保健法第12条により市町村の実施が義務付けられているのは、「１歳６か月児健診」と「３歳児健診」です。それ以外の妊婦健診・乳幼児健診については母子保健法第13条により市町村が必要に応じて実施することとなっており、現在、医療機関委託の「妊婦健診14回」と「３～４か月児健診」・「９～10か月児健診」について助成を行っています。 産後１か月の健診については、市町村が実施主体となる健診としては含まれておりません。 本市は、６カ月健診を実施しています。 産後１か月の健診に係る県への無料化を求めることについては、現在のところ予定しておりませんが、出産後の対応としましては、出産後概ね１か月頃に保健師や助産師が新生児のいるお宅を訪問し、子どもの健康状態を把握するとともに、心身ともに不安定になりがちな母親への支援に重点を置いた相談・指導を行っておりますので、ご理解いただきたいと思います。	健康・子育て推進局
14　住宅小規模リフォーム助成制度の工事規模金額を10万円に引き下げること。希望者全員が制度を使えるように予算の増額、または補正予算を組んで対応すること。	他の自治体の中には10万円以上を対象としている事例もありますが、一方で、20万円以上を対象としている事例も多数あります。本市の場合は、居住環境の改善と地域経済の活性化を目的としており、その効果が両方とも充分に発揮されるには、一定規模以上の工事を対象とするべきであると考え、来年度も助成対象とする工事金額は同額とする予定です。また、予算規模等のあり方については、過去2年間の結果及び状況を参考にしつつ、適切に判断して参りたいと考えています。	都市整備部
15　ごみ問題は市民全体で取り組むべき大きな課題である。ごみはどう処理するかではなく、どう無くすのかという立場に立って、ごみの減量化や焼却施設の整備についても、将来の方向性も踏まえ、市民全体で考えることが必要である。		
①　可燃物焼却施設の建設計画を全市民に知らせ、市民の意見を聞き、ごみの減量化を考え、取り組みを強めること。	新しい可燃物処理施設の整備事業は東部広域が行なっておりますが、本事業については、現在稼働している４施設の老朽化が進む中、市民生活を守るうえでも緊急且つ最大の課題であると考えており、本市の重要施策としてもホームページに掲載し、市民に周知しています。東部広域においても、昨年８月に可燃物処理施設整備検討委員会から提出された施設整備に関する第３次報告書について、構成市町と協議してパブリックコメントを実施するなど周知に努めております。本市としましても、今後も東部広域と連携を図りながら、施設整備を積極的に進めていきたいと考えています。 また、ごみの減量化につきまして、本年度アンケート調査を実施した従業員数概ね100人以上の事業所を来年度訪問してリサイクルを呼びかけるなど、事業系ごみ減量の指導助言に努めます。	環境下水道部

２０１４年度　共産党　予算要望について　回答

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
②　事業系ごみの減量化計画をつくること。その際には、事業所の規模（大・中・小・個人等）に合わせたものにすること。	事業系ごみにつきましては、本年度アンケート調査を実施した従業員数概ね100人以上の事業所を来年度訪問してリサイクルを呼びかけるなど、ごみ減量の指導助言に努めます。事業規模も勘案してごみ減量化に向けた計画に反映させたいと考えています。	
③　ごみ袋代を引き下げること。	ごみ袋代については、料金水準について本市環境審議会で３年に１回程度検証することとしております。平成24年４月に「平成27年３月31日まで現行手数料を据え置く」という答申を頂いており、平成27年４月1日以降の手数料については、平成26年度に検証することとしています。	
16　税・料の徴収にあたっては、法に則った対応をすること。安易に差し押さえを行うのではなく、十分に相談にのり、納税者の生活実態を把握し、対応すること。	滞納者への徴収にあたっては、直ちに差押を行うのではなく、文書等で来庁納付相談を促し、滞納者の個々の実情に応じた納付相談を行っています。 また、収支、生活状況等を聞き取り、調査の上、納税に誠意があり、やむを得ないと認めた場合は、分納等の適用を行っています。 しかしながら、督促や催告を実施しても長期にわたり納付がない、分納の約束をしても履行していただけない場合など、納税に対して誠意のない滞納者については、大多数の納期内納税者との公平性を守るため、財産調査を行ったうえで、滞納処分を実施しています。 今後においても、生活状況等個々の実情を考慮し、法に則った徴収業務を行っていきたいと考えます。	総務調整監
17　雇用問題は深刻である。国が検討中の不安定・非正規雇用を拡大する「派遣労働法の適用拡大」、「限定正社員制度」、「解雇の金銭解決」、「裁量労働制の拡大による残業代ゼロ」に反対すること。	全国の雇用情勢が回復傾向にある中、鳥取県東部地域では、企業の事業再編等により多くの離職者が発生していることから有効求人倍率の低迷が続いており、地域の経済や雇用に大きな影響を与えている状況にあります。 本市としては、国の新たな雇用政策に注視しながら、企業誘致や地場産業の支援による雇用の創出と、併せて雇用の質を上げていくよう取り組んでいるところです。	経済観光部
18　地元に雇用を生み出すといって、企業の誘致に力を入れているが、その誘致企業が社員を解雇しても、その情報が行政に入らないようではいけない。誘致企業に対し、事前に行政に説明・相談することを義務付けること。	鳥取市企業立地促進要綱では、事業を休止又は廃止（倒産除く）若しくは事業の縮小、外注化等により解雇、一時帰休、希望退職等の雇用調整が生じる著しい変更をする場合は、あらかじめその内容を市長へ届け出ることとなっています。誘致企業に対して雇用調整等を行う際には、事業休止（変更）届を提出し事前に説明・協議するよう徹底するとともに、企業訪問等により、できる限り企業の事業状況など情報収集の把握に努め、離職者を出さない手立てを検討するなど、対応してまいりたいと思います。	経済観光部

２０１４年度　共産党　予算要望について　回答

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
19　中山間地域は、過疎化・高齢化が進み、地域の活性化は重要な課題である。しかも、短期的に解決できるものではなく、中・長期的な展望を持ち、あらゆる観点から取り組むことが必要である。		
①　地域の拠点である総合支所の権限を強め、必要な予算の増額と職員の配置をすること。	総合支所は、地域における「防災・地域振興」、「市民サービス」、「産業振興」の機能を果たす重要な拠点施設として位置付けています。 総合支所の権限などを踏まえた機能等については、合併後10年を迎え、現在取りまとめを進めている「新市域振興ビジョン」なども踏まえ、長期的な視点に立った検討を行い改革していきます。	総務部 企画推進部
②　地域づくりに住民の声が反映しやすくなるしくみを、住民とともに構築すること。	新市各地域の地域審議会は平成26年度に設置期間が終了しますが、平成27年度以降においても、本市施策や各地域の特色あるまちづくりについて議論いただくとともに地域の意見を集約いただくため、地域審議会に代わる新たな仕組みを構築することとしています。新たな仕組みは、各地域審議会と充分連携し議論しながら創り上げていくよう考えています。	企画推進部
20　農林漁業の新規就業者と後継者支援を強めること。	新規就農者には、青年就農給付金（経営開始型）、農地の賃借料や機械施設整備等への助成により、農業後継者についても青年就農給付金（経営開始型）の活用により就農初期の負担軽減を図ることで新規就農者、後継者の確保を図ります。また、林業については，森林組合等に雇用される従事者に対し、年金掛金等の助成などを行い、雇用条件の改善などを進め、水産業においては、漁労技術等の習得のための研修経費に対する助成を行うとともに、独り立ちする際の漁船建造費用等を支援するなど新規就業者の負担軽減を図ってまいります。	農林水産部
21　梨、らっきょう、柿など、市の特産品への価格支持制度をつくること。	らっきょう、秋冬ねぎについては、国の事業を活用し価格が低落した場合に価格差を補給する価格安定対策、梨については、県の事業を活用し二十世紀梨の市場価格が基準額を下回った場合に価格補てんを行っているところです。 なお、春ねぎ、夏ねぎについては、平成26年度県の価格差補給の対象野菜に追加される予定です。 今後もこうした制度を活用し、本市特産品の価格安定を図っていきたいと考えています。	農林水産部
22　非核平和都市宣言都市として、被爆の実相の伝承など、予算を増額し、非核平和行政に取り組むこと。	本市では、非核平和事業の取り組みとして、昭和58年３月非核平和都市宣言推進実行委員会を組織し、非核平和の取り組みを推進しており、市内の小・中学校、養護学校などへの平和関連の図書の贈呈、非核平和関連ＤＶＤの購入及び貸出、市内小学生による折鶴作成や原爆写真パネルを展示する非核平和写真展などを実施しています。 被爆の実相の伝承として、平成25年度は広島の被爆体験者を講師とした非核平和講演会を開催したところであり、今後も、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和や命の尊さについて考える機会を設けることで平和意識の高揚を図っていきたいと考えています。	総務部